

1 公害行政の概要

(1) 公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和43年12月の騒音規制法の施行に伴い、昭和44年4月に当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充や縮小を繰り返してきた。平成15年4月からは生活環境課公害対策係となり、現在に至っている。

表-1) 環境行政機構（公害部門）の変遷

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年 11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員 2人増員
		{ 対策係（事務 3人） { 調査指導係（事務 2人、技術 2人）
49年 4月	8	技術職員 1人増員
		{ 対策係（事務 3人） { 調査指導係（事務 1人、技術 3人）
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ (公害対策係 5人)
平成 2年 4月	7	事務職員 1人増員（事務 3人、技術 3人）
6年 4月	7	課に環境政策担当課長代理が置かれる (事務 5人、技術 1人)
7年 7月	9	環境政策担当職員 2人が公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ（公害対策係 5人）
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く
14年 4月	7	課長代理を廃止、技術職員 1人増員
14年 10月	8	事務職員 1人増員（事務 5人、技術 2人）
15年 4月	8	環境総務課から生活環境課へ（公害対策係 7人）
16年 4月	7	事務職員 1人減員（公害対策係 6人）
20年 4月	6	事務職員 1人減員（公害対策係 5人）

(2) 公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令は、公害対策基本法（昭和42年8月）の下に、騒音規制法、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）が立法化され、公害を防止するための規制や対策が強化されてきた。なお、平成5年に環境保全を基本理念とした環境基本法が定められ、これに伴って公害対策基本法は廃止された。また、平成14年には土壌汚染対策法が交付され、平成15年2月15日から施行されている。

本市では、騒音規制法等の事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（旧公害防止条例、平成9年）に基づく事務を行っている。

①騒音規制法に基づく届出状況（平成20年3月31日現在）

平成19年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は3社あり、特定施設を全部廃止した工場は1社であった。平成19年度末現在、騒音規制法の特定工場数は342である。

表-2) 騒音規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	3
数等の変更届	第8条	9
騒音防止方法変更届	第8条	0
氏名等変更届	第10条	21
使用全廃届	第10条	1
承継届	第11条	2
特定建設作業実施届	第14条	71
計		107

表-3) 特定施設別届出数（騒音）

特定施設の種類	19年度設置数	19年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	9	9	805	69
空気圧縮機・送風機	75	4	2712	195
土石用・鉦物用破碎機等	0	0	77	14
織機	0	0	0	0
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	62	23
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	0	0	96	27
合成樹脂用射出成形機	43	15	140	13
鋳造型機	0	0	0	0
計	127	28	3897	342

②振動規制法に基づく届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

平成 19 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 1 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 2 社であった。平成 19 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 227 である。

表－4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 6 条	1
数等の変更届	第 8 条	15
振動防止方法変更届	第 8 条	0
使用方法変更届	第 8 条	0
氏名等変更届	第 10 条	16
使用全廃届	第 10 条	2
承継届	第 11 条	2
特定建設作業実施届	第 14 条	37
計		73

表－5) 特定施設別届出数（振動）

特定施設の種類の種類	19 年度設置数	19 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	15	8	882	87
圧縮機	16	4	452	98
土石用・鋳物用破碎機等	0	0	66	8
織機	0	0	0	0
コンクリートブロック マシン等	0	0	2	1
木材加工機械	0	0	2	2
印刷機械	0	1	51	14
ゴム練用・合成樹脂練用 ロール機	0	0	7	2
合成樹脂用射出成形機	44	24	185	15
鋳造型機	0	0	0	0
計	75	37	1647	227

③水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

平成 19 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 2 社あり、特定施設を全部廃止した事業場はなかった。平成 19 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 346 である。

表-6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 5 条	9
特定施設の構造等変更届	第 7 条	8
氏名等変更届	第 10 条	16
特定施設使用廃止届	第 10 条	10
承継届	第 11 条	3
計		46

表-7) 特定施設（業種）別届出件数

特定施設の種類（業種）		19 年度設置数	19 年度廃止数	工場等実数
1 の 2	畜産農業又はサービス業	0	0	12
2	畜産食料品製造業	0	0	3
10	飲料製造業	0	0	4
17	豆腐又は煮豆製造業	0	0	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	0	0	5
55	生コンクリート製造業	1	0	7
60	砂利採取業	0	0	4
63	金属製品製造業、機械器具製造業	1	0	12
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	22	18
66 の 2	旅館業	0	0	44
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	0	0	5
66 の 5	飲食店	0	0	6
67	洗濯業	4	0	74
68	写真現像業	0	0	5
68 の 2	病院	0	0	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	0	0	3
71	自動式車両洗浄施設	1	0	74
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育	11	167	30
その他		2	2	28
計		30	191	346

④特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

この法律では、一定の条件に該当する工場に対して、公害防止組織の体制づくりを義務付けている。

本市では、騒音・振動・水質汚濁に係る工場からの届出のみを受け付けており、大気やダイオキシン類を含む工場からの届出受理は神奈川県の記事となっている。

平成 19 年度に新たに届出を行った工場は 1 社あり、厚木市内の騒音・振動・水質汚濁に係る届出工場数は 9 社となっている。

表－8) 組織法届出件数

届出の種類	条数	件数
統括者の選任・解任	第 3 条	2
公害防止管理者の選任・解任	第 4 条	1
公害防止主任管理者の選任・解任	第 5 条	0
統括者の代理者の選任・解任	第 3 条準用	0
公害防止管理者の代理者の選任・解任	第 4 条準用	0
公害防止主任管理者の代理者の選任・解任	第 5 条準用	0
承継届	第 6 条の 2	0
計		3

⑤土壤汚染対策法に基づく届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

平成 19 年度は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法）の廃止に伴う土壤調査報告はなかった。平成 19 年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

表－9) 土壤汚染対策法届出件数

届出の種類	条文	件数
土壤汚染調査報告	第 3 条	0
ただし書の確認申請	第 3 条	5
土地利用方法変更届	規則第 12 条第 4 項	0
承継届	規則第 12 条第 7 項	0
土地の形質の変更届	第 9 条	0
計		5

⑥神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

この条例では、神奈川県独自に公害防止のための規制を定めている。条例では、公害が発生するおそれのある事業用の設備機器を「指定施設」と呼び、これらの施設を用いて事業を行おうとする事業者は、事前に許可を受けなければならないとしている。許可を受けた事業所は「指定事業所」と呼ばれ、指定施設を増設しようとする場合や代表者の変更があった場合には、変更許可申請や変更届を行わなければならない。

平成 19 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 5 社あり、事業所の廃止届は 3 社あった。

表－10) 県条例届出件数－指定事業所関係－

届出の種類	条文	件数
設置許可申請	第 3 条	5
事業開始届	第 7 条	6
変更許可申請	第 8 条	18
変更完了届	第 8 条	12
変更計画中止届	第 8 条	0
変更計画届	第 9 条	2
変更計画早期着手申請	第 9 条	0
変更届	第 10 条	30
地位承継届	第 11 条	2
廃止届	第 12 条	3
現況届	第 15 条	0
環境配慮書	第 16 条	14
環境配慮書（指定外事業所）	第 16 条	1
環境管理事業所認定申請	第 18 条	6
環境管理事業所変更届	第 21 条	11
計		110

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域に指定されている。規制地域内で地下水を採取しようとする事業者は、揚水施設の規模により、事前に許可を受けなければならない（詳細は「5 地盤沈下の概要」参照）。

平成 19 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所は 1 社あった。平成 19 年度末現在、規制地域内の許可事業所数は 17 である。

表-11) 県条例届出件数-地下水採取関係-

届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
地下水採取に係る変更許可申請	第 78 条	0
地下水採取に係る変更完了届	第 78 条	1
地下水採取に係る変更計画中止届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更届	第 79 条	4
地下水採取に係る地位承継届	第 80 条	0
地下水採取現況届	第 81 条	0
地下水採取廃止届	第 82 条	1
地下水採取量及び水位測定結果報告	第 85 条	36
特別水位測定結果報告	第 85 条	35
地下水採取量測定結果報告（周辺地域）	第 85 条	45
計		122

さらに、条例では土壤汚染対策として、特定有害物質を使用していた事業所やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地の区画・形質を変更したりする際に土壤調査を義務付けている（詳細は「7 土壤汚染の概要」参照）。

平成 19 年度においては、事業所廃止に伴う土壤調査報告はなく、区画形質の変更に伴う土壤調査報告は 9 件あった。これらの土壤調査の結果、土壤環境基準を超過している事業所はなかった。

表－12) 県条例届出件数－土壤汚染関係－

届出の種類	条文	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条	0
特定有害物質使用地に係る区画形質変更等届	第 60 条	9
特定有害物質使用地に係る土壤調査報告	第 60 条	9
特定有害物質使用地に係る公害防止計画	第 60 条	0
特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条	0
土地の区画形質の変更の周知計画届	第 60 条の 2	0
周知計画完了届	第 60 条の 2	0
ダイオキシン類管理対象事業所廃止届	第 63 条の 2	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土壤調査報告	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条準用	0
土地の区画形質の変更の周知計画届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
周知計画完了届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
計		18

(3) 環境影響評価制度

①制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業が行われる際に、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査・予測・評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者・住民・行政が意見を出し合って、環境保全に配慮することを目的としている。

神奈川県では、昭和55年10月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。条例の施行後、4回にわたり改正が行われてきたが、特に平成10年7月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等28事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている（資料編3、1-(2)参照）。

国においては、環境影響評価法（平成9年6月）が平成11年6月12日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

②環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成19年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

○日産先進技術開発センター建設事業（事業者：日産自動車株式会社）

H19. 6. 1 事業の名称変更について、県から市へ送付

旧：日産先行開発センター建設事業

新：日産先進技術開発センター建設事業

H19. 6. 1 事業完了（供用開始）の届出について、県から市へ通知

○（仮称）平塚市次期環境事業センター建設事業（事業者：平塚市）

H19. 11. 16 実施計画周知書について、県から市へ意見照会

H19. 12. 3 実施計画周知書に対する意見について、市から県へ回答

H19. 12. 5 実施計画周知書の承認について、県から市へ通知

H19. 12. 10 環境影響予測評価実施計画書の写しの縦覧について、県から市へ縦覧依頼（縦覧期間：H19. 12. 18～H20. 1. 31）

H20. 2. 4 環境影響予測評価実施計画書に対する意見書について、県から市へ送付

H20. 2. 4 環境影響予測評価実施計画書について、県から市へ意見照会

H20. 2. 26 環境影響予測評価実施計画書に対する意見について、市から県へ回答

- (仮称) ツインシティ (大神地区) 土地区画整理事業 (事業者: 神奈川県・平塚市)
- H19. 12. 18 実施計画周知書について、県から市へ意見照会
- H20. 1. 16 実施計画周知書に対する意見について、市から県へ回答
- H20. 1. 21 実施計画周知書の承認について、県から市へ通知
- H20. 1. 25 環境影響予測評価実施計画書の写しの縦覧について、県から市へ縦覧依頼 (縦覧期間: H20. 2. 1~H20. 3. 17)
- H20. 3. 19 環境影響予測評価実施計画書に対する意見書について、県から市へ送付
- H20. 3. 19 環境影響予測評価実施計画書について、県から市へ意見照会

神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する環境影響評価事業は次のとおりである。

表-13) 厚木市に関連する環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始年度	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キャノン中央研究所建設事業	キャノン株式会社 (事業所廃止)	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業(株)総合研究所建設事業	栗田工業株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ(株)厚木研究所建設事業	ミノルタカメラ株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木～大井松田)	日本道路公団東京第一建設局	昭和 62 年	平成 8 年
相模取水施設建設事業	神奈川県内広域水道企業団	平成 2 年	平成 12 年
神奈川県産業技術総合研究所建設事業	神奈川県	平成 3 年	平成 11 年
相模原都市計画土地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県 相模原市しおだ土地区画整理組合	平成 3 年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	建設省関東地方建設局・神奈川県 日本道路公団東京第一建設局	平成 4 年	継続
第二東名自動車道事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
厚木秦野道路(一般国道 246 号 バイパス)事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津～城山町川尻)	建設省関東地方整備局・神奈川県 中日本高速道路株式会社横浜支社	平成 7 年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先進技術開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 14 年	継続 (供用開始)
(仮称)平塚市次期環境事業センター建設事業	平塚市	平成 19 年	継続
(仮称)ツインシティ(大神地区)土地区画整理事業	神奈川県・平塚市	平成 19 年	継続

※工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

(4) 合併処理浄化槽推進事業

本市では、公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は、公共下水道処理予定区域外（市街化調整区域）を対象とし、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置した者にその費用の一部を補助するものである。なお、平成12年に浄化槽法が改正され、単独浄化槽の新規設置が禁止されたため、平成17年度以降は既設単独浄化槽又は汲み取り式便所からの設置換えに対してのみ補助を行っている。また、平成18年度から3年の間は、浄化槽1基あたり20万円を上乗せし、合併処理浄化槽のさらなる普及推進を図っている。（事務担当は環境総務課）

平成19年度は表-14のとおり、27基に対して補助を行った。

表-14) 平成19年度補助件数

区分	補助基数	人槽数	補助金額(円)
5人槽	8	40	4,800,000
7人槽	18	126	13,680,000
10人槽	1	10	760,000
計	27	176	19,240,000

図-1) 年度別補助基数及び補助金額

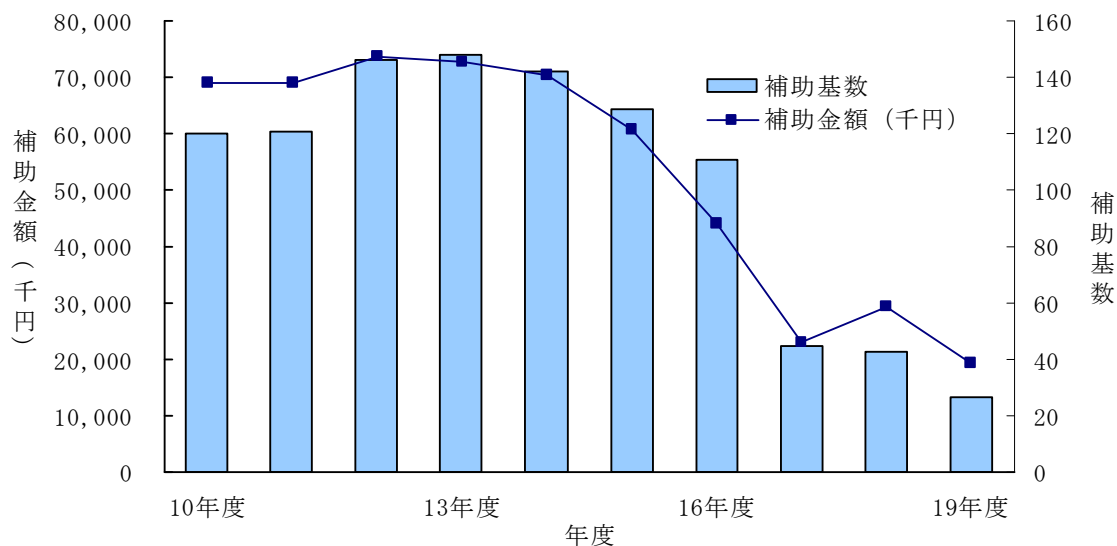


表-15) 合併処理浄化槽設置基数地区別実績

年度 地区	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	平成元年度 からの合計
依知	7	13	13	11	9	4	3	2	2	1	106
睦合	26	38	50	45	33	39	17	14	4	5	417
荻野	26	20	34	34	31	24	12	9	11	5	370
小鮎	27	25	20	32	38	31	24	10	11	11	406
南毛利	9	9	6	4	4	5	8	4	2	2	116
玉川	22	13	20	21	25	23	39	3	12	2	314
相川	3	3	3	1	2	3	8	3	1	1	58
合計	120	121	146	148	142	129	111	45	43	27	1,787

表-16) 合併処理浄化槽設置人槽数地区別実績

年度 地区	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	平成元年度 からの合計
依知	53	86	94	74	57	20	19	12	12	7	731
睦合	181	271	285	269	202	213	102	93	22	31	2,824
荻野	188	132	223	217	187	141	81	64	65	33	2,441
小鮎	201	203	133	183	237	233	149	65	60	76	2,896
南毛利	65	60	37	32	26	31	45	34	10	12	847
玉川	151	98	142	129	160	138	230	22	72	10	2,267
相川	23	35	17	5	12	22	46	17	7	7	409
合計	862	885	931	909	881	798	672	307	248	176	12,415

(5) 広報・啓発

① かながわ環境月間

昭和 47 (1972) 年 6 月 5 日から 16 日まで、環境問題に関しては初めての国際会議である国連人間環境会議が、スウェーデンの首都ストックホルムで開催された。この会議では「かけがえのない地球 (Only One Earth)」のキャッチフレーズのもとに、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国における環境保全といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。同年 12 月の国連総会では、日本とセネガルの共同提案により、6 月 5 日が「世界環境デー」と定められた。

我が国においては、平成 5 年に制定された環境基本法の中で、6 月 5 日を「環境の日」と定めており、環境省の下に 6 月の 1 ヶ月間を「環境月間」として、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても 6 月を「かながわ環境月間」と定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

表-17) 平成 19 年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

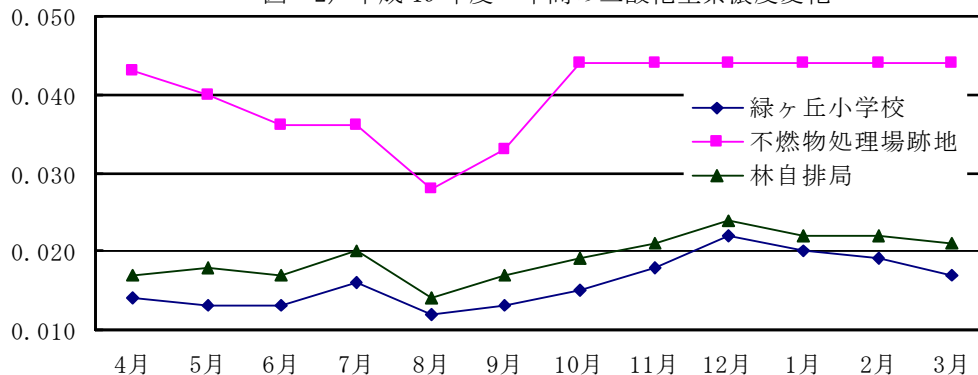
活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場への立入調査	揮発性有機化合物を使用する事業所に対し、使用状況等の調査及び啓発を行った。	3 事業所	神奈川県 厚木市
啓発ポスターの送付	環境省が作成した環境月間の啓発ポスターを、市内の大規模事業所に送付した。(市施設については、環境総務課から送付した)	94 事業所	厚木市

② 厚木市冬期自動車交通量対策

近年、自動車の排気ガスによる大気汚染対策が、国や県の主導によって進められている。本市でも、冬季に二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、毎年 12 月から 2 月にかけて全市的に自動車の使用抑制を呼びかけている。

平成 19 年度は、市内の 268 事業所に協力依頼を行うと同時に、窓口でのポスター掲示やパンフレット配布等を行った。

図-2) 平成 19 年度一年間の二酸化窒素濃度変化



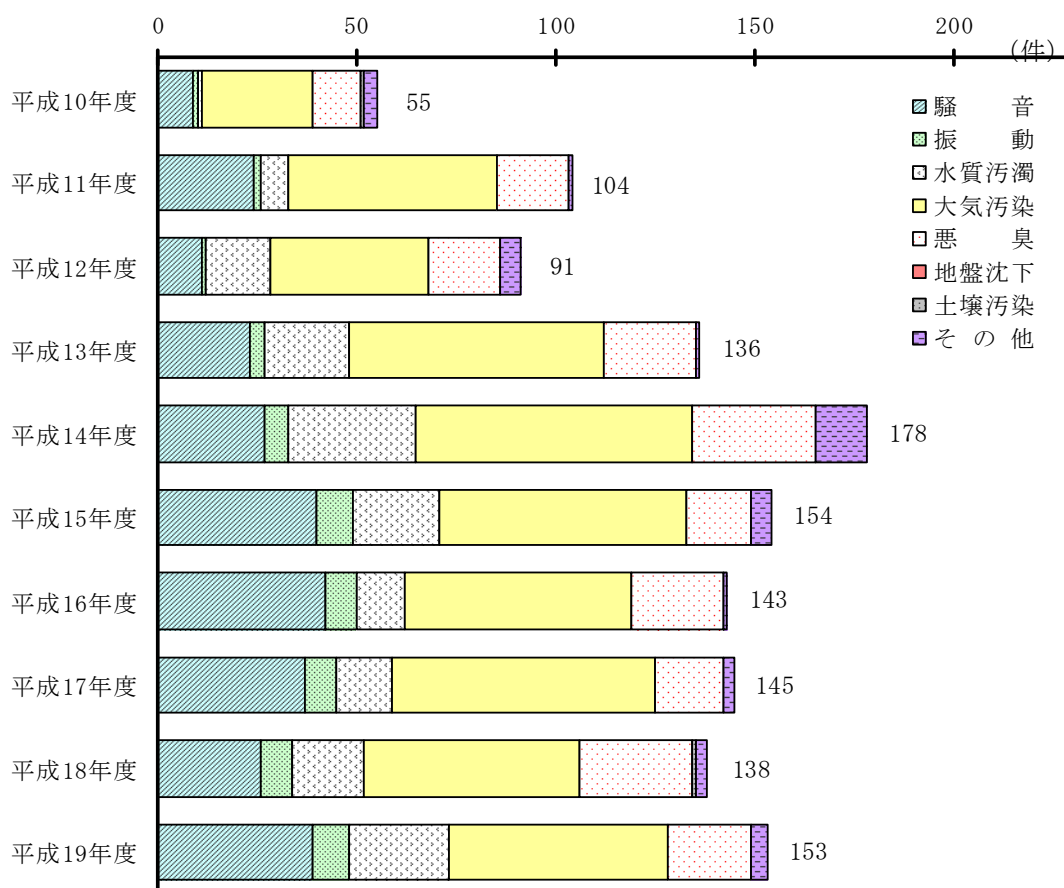
(6) 公害苦情の状況

① 公害苦情件数の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、ダイオキシン類が社会的問題となった平成 11 年度以降、焼却炉から発生するばい煙や屋外燃焼行為（野焼き）の苦情が増大した。平成 15 年度以降は、工業系地域の宅地分譲が進んだことや生活スタイルが多様化していること等によって、騒音苦情が増えて来ている。

平成 19 年度の公害苦情受付件数は 153 件であり、平成 18 年度と比較して 15 件（約 10%）増加した。

図-3) 公害苦情件数の経年変化



②公害苦情の発生状況

平成19年度に受け付けた苦情を種類別に見てみると、ばい煙や野焼きといった大気汚染苦情が占める割合は減少傾向にあり、逆に騒音苦情は件数・割合ともに増加してきている。

発生状況を月別に見ると、騒音苦情は窓を開けることが多くなる夏に、ばい煙苦情は農家や建築業の焼却が多くなる冬に、それぞれ発生しやすい傾向がある。

表-18) 公害苦情の種類別・年度別発生状況

種類	年度											割合 (%)
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
騒音	9	24	11	23	27	40	42	37	26	39	25.5	
振動	1	2	1	4	6	9	8	8	8	9	5.9	
水質汚濁	1	7	16	21	32	22	12	14	18	25	16.3	
大気汚染	ばい煙	26	51	36	60	61	59	48	57	45	46	30.1
	粉じん	1	1	3	4	7	3	8	9	7	9	5.9
	ガス	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0.0
悪臭	12	18	18	23	31	16	23	17	28	21	13.7	
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
土壌汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	
その他	3	1	5	1	13	5	1	3	3	4	2.6	
計	55	104	91	136	178	154	143	145	138	153	100	

表-19) 平成19年度公害苦情の月別発生状況

種類	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
騒音	1	5	5	6	5	3	4	2	1	0	5	2	39
振動	0	1	1	1	0	0	0	2	1	1	1	1	9
水質汚濁	2	5	2	1	2	1	0	5	4	2	0	1	25
大気汚染	ばい煙	5	4	0	3	4	4	3	10	4	4	1	46
	粉じん	0	1	4	1	0	1	1	0	0	1	0	9
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	4	0	4	4	0	4	3	1	0	0	0	21
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
計	10	21	12	16	16	9	13	15	17	9	10	5	153

平成 19 年度に受け付けた苦情を発生源別に見てみると、平成 18 年度に引き続き、建設業が騒音や大気汚染（ばい煙）の発生源としていずれも 10 件を超えている。建設業の中でも、特に、解体工事から発生する騒音・振動に関する苦情や、工事現場・資材置場での野焼きによるばい煙苦情が多い。

表-20) 平成 19 年度公害苦情の業種別発生源件数

業 種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染			悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
				ばい煙	粉じん	ガス					
農業	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	10
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	14	8	0	15	6	0	2	0	0	1	46
製造業	8	0	0	1	1	0	5	0	0	1	16
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	5
卸売・小売業	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
飲食店・宿泊業	4	0	1	0	0	0	2	0	0	0	7
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
サービス業	5	0	1	3	0	0	3	0	0	0	12
公務	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
分類不能の産業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
家庭生活（個人）	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
不明	3	1	15	14	1	0	6	0	0	1	41
計	39	9	25	46	9	0	21	0	0	4	153

次に、平成 19 年度に受け付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、住居系の地域では騒音に関する苦情が、市街化調整区域が多い地域ではばい煙に関する苦情が多くなっている。傾向としては、平成 18 年度とあまり変わっていない。

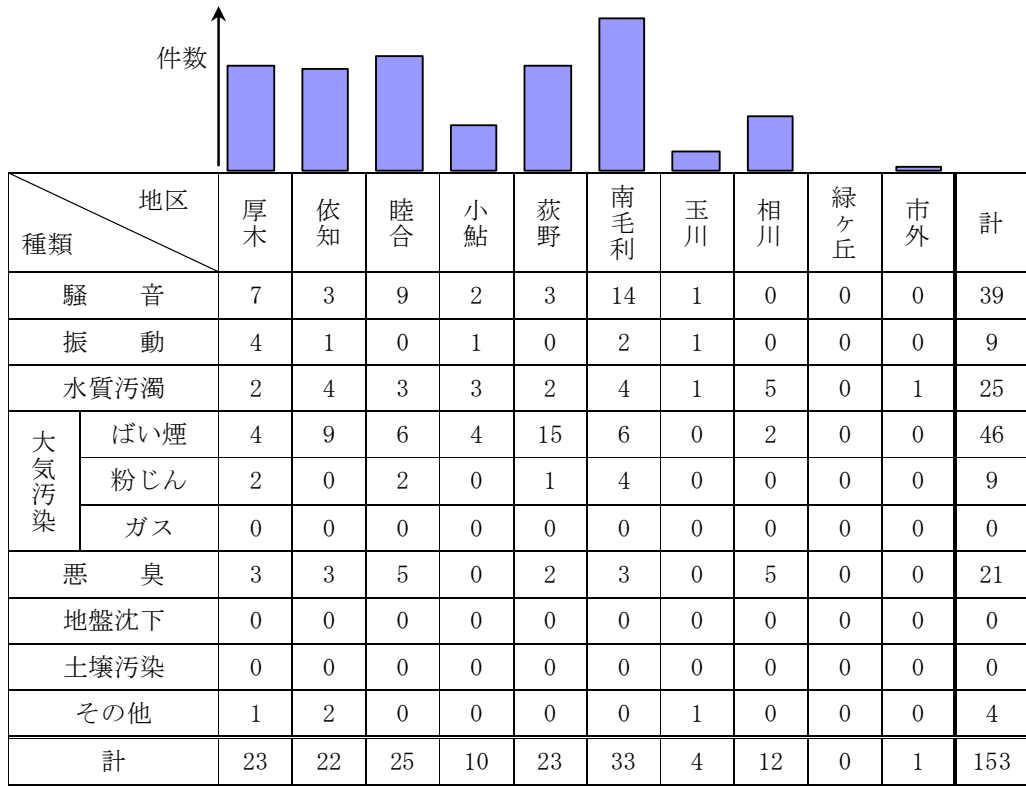
表-21) 平成19年度公害苦情の用途地域別発生件数(発生源)

用途地域	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染			悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	割合 (%)
				ばい煙	粉じん	ガス						
第一種低層住居専用	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.3
第一種中高層住居専用	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5	3.3
第二種中高層住居専用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
第一種住居	9	1	2	3	3	0	3	0	0	1	22	14.4
第二種住居	0	1	1	3	0	0	1	0	0	0	6	3.9
準住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
近隣商業	2	1	1	2	1	0	1	0	0	0	8	5.2
商業	3	2	0	1	1	0	1	0	0	0	8	5.2
準工業	3	0	4	0	1	0	4	0	0	0	12	7.8
工業	8	1	0	1	2	0	2	0	0	0	14	9.2
工業専用	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3	2.0
市街化調整	9	2	13	32	1	0	6	0	0	3	66	43.1
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
不明	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	6	3.9
計	39	9	25	46	9	0	21	0	0	4	153	100

表-22) 平成19年度公害苦情の用途地域別発生件数(被害)

用途地域	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染			悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計	割合 (%)
				ばい煙	粉じん	ガス						
第一種低層住居専用	3	0	1	1	0	0	2	0	0	0	7	4.6
第一種中高層住居専用	5	1	0	3	0	0	1	0	0	0	10	6.5
第二種中高層住居専用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
第一種住居	11	1	4	8	1	0	3	0	0	1	29	19.0
第二種住居	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1.3
準住居	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
近隣商業	4	0	2	2	0	0	1	0	0	0	9	5.9
商業	2	2	6	4	0	0	0	0	0	0	14	9.2
準工業	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	6	3.9
工業	7	1	0	1	2	0	2	0	0	0	13	8.5
工業専用	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.7
市街化調整	5	2	7	16	1	0	3	0	0	2	36	23.5
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
不明	0	1	4	11	4	0	4	0	0	1	25	16.3
計	39	9	25	46	9	0	21	0	0	4	153	100

表-23) 平成 19 年度公害苦情の地区別発生件数



③公害苦情の被害状況

平成 19 年度に受け付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、9 割が感覚的な被害を訴えるものであった。

表-24) 平成 19 年度公害苦情の被害状況

分類	健康	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	2	6	0	138	7	0	153
(割合)	(1.3%)	(3.9%)	(0.0%)	(90.2%)	(4.6%)	(0.0%)	(100%)

※分類について

- 健康 …体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので治療を受けた場合をいう
- 財産 …家屋や生活用品の破損・汚れによる損害や営業が阻害されたことによる収入減等の財産被害をいう
- 動物・植物 …家畜、ペット、農作物、樹木、養殖魚等の動植物に直接係る被害及び動植物の生育環境の悪化による生育不良の損害等の被害をいう
- 感覚・心理 …うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のをいう
- その他 …苦情者に被害が及ばないものや外観上を問題にするもの等、上記のいずれにも当てはまらないものをいう

④公害苦情の処理状況

平成 19 年度の苦情処理状況は、図-4 に示すとおり、新規に受け付けた苦情については約 88%の解決率となっている。また、平成 18 年度以前から処理を継続している苦情についても、約 77%の解決率となった。新規受付苦情では発生源側の速やかな対処によって解決となっている案件が多いのに対し、継続苦情では感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

図-4) 平成 19 年度公害苦情の処理状況

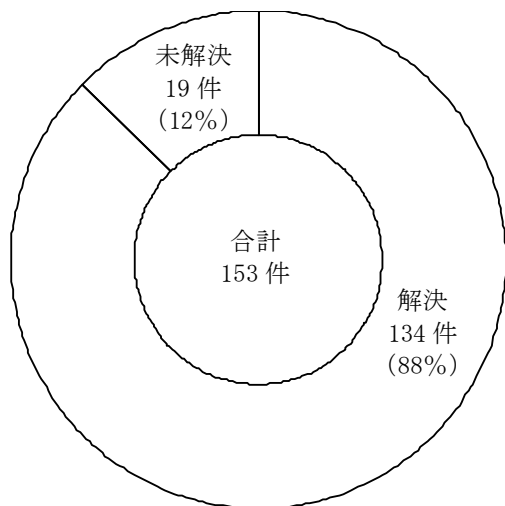


図-5) 前年度繰越苦情の処理状況

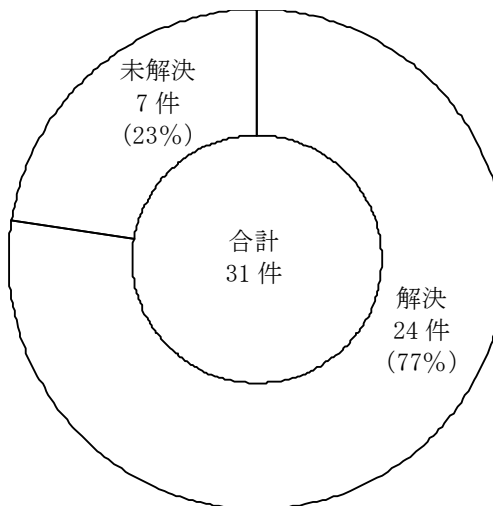


表-25) 平成 19 年度公害苦情解決方法

解決の方法	平成 19 年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	計	割合 (%)
事業所の移転	2	0	2	1.3
機械・施設の移転	0	1	1	0.6
機械・施設の改善	5	4	9	5.7
故障の修理・復旧	4	0	4	2.5
作業・使用方法の改善	13	5	18	11.4
作業時間の変更・短縮	0	0	0	0.0
操業の停止・行為の中止	49	5	54	34.2
原因物質の回収・除去	4	1	5	3.2
被害者の建物等への対策	0	1	1	0.6
その他	57	7	64	40.5
計	134	24	158	100